

奈良線第2期複線化事業に係る環境影響評価方法書に対する京都市長意見

1 全般的事項

- (1) 環境要素に植物を追加すること。また、自社用地内で工事が完結する区域であっても、一定の植生が存在する区域を改変する場合にあっては、当該区域に係る植物の現地調査を行うこと。
- (2) 現行の列車本数をもって予測した根拠を準備書では記載すること。
- (3) 踏切の遮断時間が変化することにより、交通渋滞を引き起こすおそれがあることから、事業実施前後の遮断時間の増減見込みについて、準備書に記載すること。
- (4) 工事用車両の通行等による交通環境への影響を低減するよう、安全対策に取り組むこと。
- (5) 工事の実施に際しては、騒音振動等の環境負荷の低減を図るとともに、あらかじめ周辺地域の住民に対し、詳細情報の提供と丁寧な説明を実施すること。

2 騒音及び振動

- (1) 複線化に伴い列車の高速化が図られるか否かについて、その根拠とともに準備書に記載すること。また、複線化後の列車速度に基づく予測及び評価を実施すること。
- (2) 方法書で示された騒音及び振動の調査地点では、環境影響評価が不十分となる可能性が高いことから、複線化により最も影響を受けると想定される線路に近接する施設を調査地点に追加すること。その際、住居、学校、保育園及び病院を優先的に追加すること。
- (3) 鉄道事業は、本来、通年で行われるものであるから、年間を通じて調査を複数回実施すること。
- (4) 環境負荷が最大となる要因（列車のすれ違い、レール接合部等）及び環境負荷を低減する要因（車両の軽量化等）を踏まえた予測を行うこと。
- (5) 環境保全措置の実施に向け、具体的な措置区域、実施時期及び措置を行う条件についての考え方を準備書に記載すること。

3 動物

- (1) 沿線のまとまった緑地において、動物の生息環境調査を行うこと。

- (2) 動物の生息地の分断対策として、線路を安全に横断するための横断路等の措置を検討すること。

4 景観

防音壁等を設置することにより景観への影響が想定されることから、桃山御陵周辺を景観の調査地点に追加すること。

(平成26年5月19日 京都府知事へ提出)